

教育民生常任委員会

(平成30年 5 月 21 日)

○ 荒木美幸委員長

では、改めまして、皆様、おはようございます。それでは、ただいまより教育民生常任委員会を開会させていただきます。

当委員会におきましては、本日はインターネット中継を行っておりますので、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

なお、審査順番についてでございますが、教育委員会、そして、その後、健康福祉部の順で審査を行いますので、よろしく願いをいたします。

なお、本日取り扱います資料につきましては、全て会議用システムにアップロードいたしております。各資料の大まかなシステムへの保存先については、お手元の事項書の一番最後に掲載をしておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、これより教育委員会所管の議案につきまして審査を行ってまいります。

では、まず、教育長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

○ 葛西教育長

おはようございます。

この委員の皆さんで最後の教育民生常任委員会です。本当に1年間いろいろどうもありがとうございました。まだ、海蔵小学校工事請負契約、3件残っておりますけれども、どうぞよろしくご審議のほうをお願いいたします。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

議案第1号 工事請負契約の締結について

—海蔵小学校改築工事（建築工事）—

議案第2号 工事請負契約の締結について

—海蔵小学校改築工事（建築電気設備）—

議案第3号 工事請負契約の締結について

—海蔵小学校改築工事（建築機械設備）—

○ 荒木美幸委員長

それでは、議案第1号工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築工事）一、議案第2号工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築電気設備）一、議案第3号工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築機械設備）一についてを一括議題といたします。

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課長の広瀬です。よろしくお願いいたします。

それでは、今回、議案のご説明3本入る前に海蔵小学校改築工事について若干説明をさせていただきたいと思っておりますので、まず、お手元の資料、タブレット01本会議、09平成30年5月開会議会の04提出議案参考資料のほうをごらんください。ページにつきましては、一番最後の11分の7ページのほうの配置図でご説明をさせていただきたいと思っております。資料のほう、よろしいでしょうか。

それでは、ご説明させていただきます。

今回の改築工事は、中央部に位置する南校舎を元の位置で改築を行うものでございます。工事期間中は、現在運動場に建設しております仮設校舎と既設の北校舎を利用して学校運営を行っていく予定でございます。仮設校舎は今年度6月末の完成を予定しております。仮設校舎が完成しましたら引っ越しを行い、南校舎の解体工事に着手する予定でございます。解体工事が終了しましたら新校舎の建設に着手する予定でございます。

工事期間中の運動場をできるだけ広く確保し、コンパクトな仮設校舎とするために、今年度の夏休みに解体する校舎の機能を一部、北校舎に移転する改修工事を行ってまいります。

今回提出させていただきました議案は、改築工事と夏休み中に行う北校舎の改修工事を一緒に発注するものでございます。

改築工事につきましては通常、地元の方へ工事説明会を行う必要がございます。今回の議了後に本契約を行い、工事説明会の開催となりますことから、改修工事にスムーズに着手し、確実に夏休み中に改修工事を完成させるために今回の議案に提出をさせていただいた次第でございます。

では、議案の説明に入らせていただきたいと思います。

ファイルのほう、一つ戻っていただきまして、03議案書、議案第1号をごらんください。ページ数ですが、70分の5ページになります。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号です。海蔵小学校改築工事（建築工事）の請負契約を締結するものでございます。工事場所につきましては、四日市市大字東阿倉川地内。工事件名ですが、海蔵小学校改築工事（建築工事）でございます。

契約金額につきましては、12億42万円となっております。契約方法は、一般競争入札（総合評価方式簡易型）となっております。契約保証金については、契約金額の100分の10以上と。契約相手方でございますが、株式会社中村組となっております。

今回、議案を提出させていただきました理由としましては、予定価格が1億5000万円以上の工事請負契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するというので、今回議案を提出させていただきました。この後の第2号、第3号についても同じ理由でございます。

次のページをごらんください。続けて、参考資料の説明をさせていただきますが、重複する項目については省略させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

工事概要です。校舎の改築としましては、延べ床面積5729.76㎡、高さが16.7mということで鉄筋コンクリート地上4階建てとなっております。それに合わせまして鉄骨の平屋建ての給食室を増築します。また、既設校舎の改修工事もあわせて行います。既設校舎の改修部分の面積でございますが、743.2㎡ということになっております。

続きまして、工期でございますが、契約の日から平成32年2月21日までとなっております。

その下ですが、入札結果でございます。大宗建設株式会社と株式会社中村組の2社の応募がございました。総合評価方式の簡易型でございます。まず、価格競争と技術点の競争がございます。価格点におきましては同額でございますので、70点満点中、69.86027ということで同点でございます。技術評価点のほう、30点満点中、大宗建設が22.3、中村組のほうは22.7ということで、トータルで、中村組が高評価ということで落札者となっております。

次のページでございますが、海蔵小学校改築工事の付近見取り図でございます。

続きまして、ファイルのほう、ページ数、70分の9でございます。議案第2号でございます。

議案第2号海蔵小学校改築工事（建築電気設備）の請負契約を締結するものでございます。工事場所につきましては、建築と同じでございます。工事名、海蔵小学校改築工事（建築電気設備）でございます。契約額ですが、2億450万8800円ということになっております。契約方法につきましては一般競争入札となっております。契約相手方ですが、北勢電気株式会社でございます。

続きまして、次のページ、参考資料のほうでございます。

3番、工事概要です。海蔵小学校改築工事に伴う電気設備工事でございます。工期としましては、建築と同様、平成32年2月21日までとなっております。

入札結果ですが、6社の応募がございました。いずれも価格は同じ金額ということで、くじ引きにより北勢電気株式会社の落札ということとなっております。

続きまして、議案第3号、70分の11ページのほうをお願いします。

海蔵小学校改築工事（建築機械設備）の請負契約を締結するものでございます。工事名としましては、海蔵小学校改築工事（建築機械設備）でございます。契約額としましては、1億8050万400円ということになっております。契約方法は一般競争入札。契約相手方につきましては、岡田工業株式会社でございます。

続きまして、次のページ、70分の12ページをごらんください。参考資料でございます。

工事概要につきましては、海蔵小学校改築工事に伴う建築機械設備工事ということでございます。工期につきましても、建築電気と同様に平成32年2月21日までとなっております。入札結果につきましては、3社の応募がございました。一番お値打ちな価格を提示していただきました岡田工業株式会社の落札となっております。

資料のほう、一度戻っていただきまして、もう一度、04提出議案参考資料のほうのご説明をさせていただきたいと思っております。ページ数ですが、11分の5ページでございます。こちらのほう、今ご説明させていただいた内容をまとめた形で記載させておりますので、簡単にご説明させていただきます。

1番につきましては、工事概要を書かせていただいております。2番については、工事のスケジュール、3番は契約金額及び契約相手方ということで示させていただいております。4番が契約期間、5番が入札方法でございます。その中で2番の工事スケジュールについて若干ご説明をさせていただきます。

上から、解体工事、改修工事、改築工事、外構工事となっております。校舎の完成につきましては、平成31年12月の完成を予定しております。校舎周りの外構工事が一部残りま

すが、3学期は新校舎を児童生徒の方、使っていただける予定でございます。

説明のほうは以上です。よろしく申し上げます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

では、これよりご質疑をお受けいたしますので、ご質疑のある方は挙手にてお知らせをいただきますようお願いいたします。

○ 加藤清助委員

入札のことも説明いただいて、特に建築も電気工事、それも入札価格は全部同額ということでしたよね。建築工事のほうは2社同額入札で、総合評価方式で評点がつけられていて、評点差はわずか。価格は一緒だから、価格の評点は同点数で、技術点が0.4ポイント差かなと思ったんですけど、0.4ポイント差で決まっていくというのは、それは仕方ないけど、その0.4ポイント差という技術点の評価差というのは、どこでどういうふうに差がつけられたというふうに——審査会でやっていると思うんですけど——そこが少し説明いただいたほうがいいのかという思いと、それから、もう一つ、これまでも説明いただいたと思うんですけど、参考資料で配置図がつけられていて、仮設校舎を運動場の現運動場ですよ、この端っこではなくて真ん中あたりにつくられるようになって、平成30年の7月から平成32年の1月まで1年半ぐらいそういう運動場で仮設校舎の両側で運動場を生徒や子供が使うということになるんですけど、これは本来の運動場に対してどれぐらいのパーセンテージの縮小というか、70%ぐらいの運動場で1年半ぐらい児童がそういう学校のいろんな行事や運動活動にするということになるのかなと思うので、パーセンテージぐらいちょっと知っておきたいなという思いです。

大矢知興譲小学校のように代替えの運動場を持つということではないんですよ。そこら辺の関係で少し、その2点教えてください。

○ 広瀬教育施設課長

まず1点目のご質問のほう、ご説明させていただきます。

技術評価の点数内訳でございますが、評価する項目としましては、地域要件、また、企

業要件、技術者要件、技術力ということで評価をさせていただいております。その中で地域要件につきましては同点でございます、工事成績ということで5年間の工事成績の平均点で点数差がついております。それについては、大宗建設のほうは0.8ポイント上回っております。また、同様に優良工事表彰の有無といったところでも評価をしておりますが、ここでも大宗建設のほうは0.3ポイント上回っております。

その企業要件の中で地域社会貢献度というのを点数化している部分がございます。こちらにつきましては、障害者の雇用の有無といったところの評価項目で、逆に今度は中村組が1点上回っております。また、同様に技術者要件につきましては中村組が0.5点、技術力の中の品質管理については中村組が0.2点。課題、この工事に対する提案の評価の中でも中村組が0.2点と、あとヒアリングの際の説明の仕方についても評価しております。こちらのほうは大宗建設のほうは0.4点ということで、こちらのほうをトータルしまして0.4点差という形になっております。

○ 加藤清助委員

1点目、説明いただいて、そういう評価、審査の中身があると思うんですけど、これは今までに何かどこかに公表されているんですかね。これから公表するんですかね、決まってから。

○ 広瀬教育施設課長

済みません、その技術の内訳の公表ですか。それとも、審査の基準。

○ 加藤清助委員

技術評価で今どこどこが障害者の雇用だとかで点差がついているとかとありましたやんか、それから工事实績とか、そういうものの公表という意味合いで聞いてるんですけど。

○ 広瀬教育施設課長

こちらのほう、市のホームページ、調達契約課のホームページのほうで平成30年度入札結果という項目をごらんいただければ、今ご説明させていただいた点数の内訳について公表をしております。

○ 荒木美幸委員長

加藤委員、1点目よろしいでしょうか。

○ 加藤清助委員

はい。

○ 荒木美幸委員長

では、2点目お願いいたします。

○ 広瀬教育施設課長

運動場のご質問だったと思いますが、現在この仮設校舎を除きまして、パーセンテージは60%程度使います。面積としましては3630㎡を確保しております。また、地元のご厚意もございまして、こちら万古広場というところが近鉄の線路沿いにございます。海蔵小学校から東のほう、海のほうに行っていたところに万古広場というところが約3370㎡程度ございます。そちらのほうの利用も今のところ考えておる次第でございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

確認ですけど、今数字が出たので、60%というのは、既存の運動場が100%とすると、仮設校舎によって、既存の運動場で使えるのが60%ということと、近接かの万古広場を利用するという、そういう理解でよろしいか。

○ 広瀬教育施設課長

今のご理解でよろしいかと思えます。

○ 加藤清助委員

ありがとうございます。

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

加藤委員の質疑と若干関連するんですけど、加藤委員、質問する際に配置図のところについて、運動場整備と書いてあるところを云々というくだりがありましたけど、ですから、提出議案参考資料の11分の7の配置図の上の運動場整備と書いてある点線囲いのところって、これって駐車場になるんじゃないかなかったですっけ、どうでしたっけ。

○ 広瀬教育施設課長

済みません。間違っております。こちらのほう、来賓者の方の……。

(発言する者あり)

○ 広瀬教育施設課長

済みません、図面の下側の部分が運動場として3630㎡ということで60%、申しわけございません。

○ 荒木美幸委員長

いいですか、補足があれば。よろしいですか。

○ 内田教育施設課課長補佐

済みません、図面のご指摘のとおり、運動場整備と書いてあるのが、整備後、全体を運動場整備をするという表現で書いたところで、今ちょっと誤解を招いたように、北側については使わなくて——この仮設校舎のときは南側だけを運動場として使うという——使用しないという。この運動場整備という書き方は、最終的にここの敷地内を運動場整備するという表現で書かせていただきました。

○ 加納康樹委員

あと、加藤さん、あれば再度聞いていただければいいんですけど、ですから、何となく見た感じで、確かに下のところが6割ぐらいあるように見えるので、多分そういう答弁をされたんだろうなということで理解をしています。

あと、一応だけ確認するんですけど、この工事期間中に少なくとも選挙が2回、統一地方選挙がかぶるんですけど、その選挙の執行に当たっては問題が起こらないような工事日程になっているというのか、配慮がなされているとされていてよろしいですか。

○ 荒木美幸委員長

これについては、答弁どうでしょう、できますでしょうか。

○ 広瀬教育施設課長

申しわけございません。今のところそこまでの細かい詰めを選挙管理委員会としておりませんので、今後させていただきたいと思います。

○ 加納康樹委員

差しさわりのないような対応だけはよろしくお願いします。

とりあえず私はもう結構です。

○ 荒木美幸委員長

それだけしっかりとこの後、連携をとってください。よろしくお願いいたします。

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 小川政人委員

空調なんだけど、空調は別途やるということなんだけど、一緒にやったほうが割安にならへんのか、その辺ようわからんのやけど。

○ 広瀬教育施設課長

今回、普通教室の空調でございますが、PFI事業ということで今進めさせていただいております。こちらの海蔵小学校の改築工事につきましては、空調の検討に入るときに設計しておりますので、空調が入ることを想定して設計のほうしております。例えば、はりのスリーブ抜きとか、空調が入ることを想定して設計しておりますので、若干の手戻りはあるかと思いますが、そういった手戻りのないように進めさせていただいておるところでございます。

○ 小川政人委員

若干の手戻りがあったら困るんやで。それはあるんやったら、初めからあるとわかっておるのやったらやめたほうがいいし、ただ、何でも統一してせなあかんということはないと思うんで、その辺の臨機応変にして、いかに割安に施設整備するかというのは大事なんで、一つPFIにしたら何でも四日市市内全部同じことやらんでも、建てかえておるときぐらいは、それは別途臨機応変にやったほうがよかったのかなと思うんやけど、そう思わへんの。

○ 広瀬教育施設課長

今回、PFIにつきましては、13年間の維持管理も同様に発注を考えております。今回、この改築工事のタイミングとPFIで入れる空調のタイミングのお尻が合ってくるタイミングでございます。ですから、この校舎が完成した直後にPFIのほうで入れさせてもらおうと考えておるところでございます。

○ 小川政人委員

だから、PFIのほうには13年間の維持管理費が入っているんやけど、じゃ、ちょうどいい例で、PFIでやらんと維持管理したらどれぐらい金かかるんやというのも資料になるわな。二つの方法があって、片一方は全部維持管理してPFI方式でやると、それから、独自でつくったものについては独自の維持管理費があるということていくと、ちょうど13年間やると検証できるやんか、どちらが高くついたか、つかんとか。そういうことも考えて、何でも統一、何でも一緒ということじゃなくて、考えるのが普通と違うのかな。

教育委員会の考え方、何でも一緒にしようと思っておったら、子供なんかも皆それぞれ個性があって違うんやからさ、それぞれに臨機応変にやるのが大事なんやから。とりあえずそれだけ文句言うておく。もう言うても聞いてくれへん。

○ 荒木美幸委員長

ご意見ということで承らせていただいてよろしいですか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

他にございますか。

○ 荻須智之委員

以前運動場の代替にということで海蔵川の河川敷もというのもちょっと伺ったような気がするんですけど、これはもう実際にお使いにならないのでしょうか。

○ 廣瀬教育監

現状、学校の判断もございますので、思ったより広く残っているということで、基本は運動場を中心とした授業。今後ボール運動とかが入ってくると少し足りないかなというところで万古広場の活用を今後考えていく。現状、少し河川敷のところ、倉庫を置けるとか簡易トイレを置けるというようなことがちょっと難しいところもございますので、そういう常設ができないところでどれだけ活用していくのかというのは今後の体育授業のところでも学校としても検討したいというところがございます。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

約10年ぐらい前ですか、水難事故もありましたので、ちょっと気にはなっていましたので、使わないならないほうがいいのかとも思いました。結構です。ありがとうございます。

○ 荒木美幸委員長

他にご質問ありますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここから議案ごとに1本ずつ討論、採決を行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第1号工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築工事）一について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言をお願いいたします。

（なし）

○ 荒木美幸委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

討論がございませんでしたので、簡易採決にて行わせていただきますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 荒木美幸委員長

では、議案第1号工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築工事）一については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第1号 工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築工事）一、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 荒木美幸委員長

続きまして、議案第2号工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築電気

設備) 一について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言をお願いいたします。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

別段討論もございませんので、これより採決をさせていただきますが、討論ございましたので、簡易採決にて行わせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

議案第2号工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事(建築電気設備) 一については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第2号 工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事(建築電気設備) 一、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

続きまして、議案第3号工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事(建築機械設備) 一について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 小川政人委員

さっき言ったように、せつかく新築をして、PFIの空調設備事業が控えているとは言

いながら、手戻りになる懸念があるということがわかっていて一遍にやらないというのに対して、反対の立場を表明します。

○ 荒木美幸委員長

他に討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

それでは、反対の表明がございましたので、ここからは挙手にて採決を行わせていただきます。

議案第3号工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築機械設備）—について、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。賛成多数であります。よって、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第3号 工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築機械設備）—について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

これをもちまして、教育委員会の議案審査は終了でございます。

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様はしばらくそのままお待ちください。ありがとうございます。お疲れさまでした。

では、これより健康福祉部所管の議案につきまして審査を行います。

では、まず、辻部長からご挨拶をお願いいたします。

○ 辻健康福祉部長

健康福祉部長の辻でございます。本当にタイトな日程の中で委員会、設定していただきましてありがとうございます。

私どもからは、生活保護廃止処分に係る裁判判決への対応ということで、去る3月28日に専決処分をさせていただいた内容をご承認賜りたく議案を提出させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

議案第6号 専決処分について

— 訴えの提起について —

○ 荒木美幸委員長

それでは、議案第6号専決処分について— 訴えの提起について—を議題といたします。資料の説明をお願いいたします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

保護課の武藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、タブレット端末に入っています03教育民生常任委員会フォルダの15平成30年5月開会議会フォルダ、その中にあります02健康福祉部というファイルをクリックしてお開きください。開きましたら2ページ目をごらんください。よろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員長

お願いいたします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

では、説明させていただきます。

生活保護廃止処分に係る判決への対応についてということでございます。

原告は保護廃止当時62歳の男性でございました。

1番、概略でございますけれども、求職活動が十分でないことを理由に保護廃止の処分をいたしましたけれども、保護廃止処分によって精神的苦痛を被ったということで損害賠償金330万円を求める提訴を行われました。

2番、その判決でございますけれども、330万円に対して5万5000円の損害賠償を払うようにという判決が出されました。

3番、経緯でございます。そこには書いてございませんけれども、原告は平成26年8月7日から保護を開始しております。その後ずっと働いていただくようにという指導をさせていただいたんですけれども、なかなか指導に従っていただけないというところで、平成28年3月の12日に保護の廃止処分を行いました。それに対して、3月30日に三重県へ保護廃止処分の審査請求が提出されました。同じく、4月1日には津地方裁判所へ当保護廃止処分についての執行停止申立書を提出されました。

これについて、市内部でもいろいろ検討しまして、三重県にも相談したんですけれども、若干廃止に至る事務処理に丁寧さを欠いたなという意見をいただきました。どういうことかと申しますと、廃止したのが平成28年3月12日なんですけれども、その前年、6月に、保護廃止に至る筋道としましては、まず、口頭で働いてくださいというお願いをします。続きまして、それでも聞いていただけない場合は文書において働いてくださいとお願いします。それでも聞いていただけない場合は、なぜ働く努力をしていただけないんですかという弁明の機会を設けて、それでも納得いただける弁明がない場合は廃止するという手続をしておるんですけれども、前年の平成27年6月に文書で働いてくださいというような指示をさせていただいて、8月の20日に、それでも働く努力をしていただけませんでしたので、弁明の機会を設けております。そのときは、いやいや、求職活動をしておりますと、今月に入ってたしか4回ハローワークに行きました、1回企業面接に行きましたという弁明がありましたので、じゃ、保護の停止は延期しますということで保護の継続をさせていただいたという経緯がある中で、再度平成27年の12月、1月、2月とまた求職活動がありませんでしたので、弁明の機会を設けて、保護廃止にしたんですけれども、県の意見としては、そのときにもう一回文書を出したほうがよかったんじゃないか、より丁寧だったんじゃないかという意見を聞きまして、4月の15日に、じゃあということで保護の廃止の取り消し決定を行いました。

保護廃止の決定は行ったんですけれども、平成28年6月9日にいわゆる国家賠償請求ということで請求がございました。平成30年3月15日に津地方裁判所にて上記2番の判決が下されております。

3月22日の時点では、国や県とも協議を行っていながら控訴について検討をしておるということでしたが、その後、3月の28日に控訴させていただきました。

その理由としましては、判決に、いわゆる原告が宿泊していた宿泊所を退去しなければならなかったのが精神的苦痛に当たったよということでございましたけれども、保護廃止、即退去というようなことではないよと。退去の原因は施設と原告の間の関係に原因があるんじゃないかということで争っていきたいと思って控訴させていただきました。

私のほうからは以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑をお受けしたいと思います。質疑のある委員の方は、挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 加藤清助委員

その説明資料の概略だとか議案資料にも出てきている言葉で、求職活動が十分でないということで保護廃止を決定しているんですよね。そうすると、こういった生活保護の場合、先ほど説明あったように求職活動しなさいよという指導をされていると思うんですけれども、求職活動が十分であるか不十分でないかというのは、どういう具体的なはかり方でされていて——この方はそのはかり方でいくとしていなかったということだろうと思うんだけど——そもそもの十分、不十分というのはどこら辺の具体的にイメージとして、例えば月に何回ハローワークに行きなさいよとかそういうのがあると思うんですけど、それが基準で同類の場合は判断しているということになるのかなと思うんですけど、それはいかがですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

一応基準としましては1週間に1回、月4回、ハローワークへ行ってください、月に2

回、企業の面接を受けてくださいというのが基準でございます。

○ 加藤清助委員

訴えのこの方はその基準をずっと満たしていなかったということなんですね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

保護廃止にしたのが3月12日ですけれども、12月、1月、2月と月4回を満たしていなかったし、なおかつ企業面接も行ってはいただいておりますけれども、2回には満たなかった、1回が多かったということでございます。

○ 加藤清助委員

その基準を満たしていなかったのは、なぜ満たせなかったかという、そのやりとりは本人とケースワーカーとはされてきているわけですね、理由とか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

理由についても、3月の11日ですか、なぜ求職活動を行っていただけなかったのかということを探ねておりますけれども、それに対して納得のいく返事はございませんでした。

○ 加藤清助委員

あと、今回の市からの控訴というのは、津地裁の1審の判決が原告に対して5万5000円払えという判決でしたよね。これ、どこかにも1審判決については、一部敗訴という表現になっているんですけど、一部敗訴というのは、一部敗訴でない部分があると思うんですけど、それはどういうふうに理解したらええの。

○ 小川政人委員

300万円。

○ 加藤清助委員

300万円だから、そういう意味。だから、300万円に対しては、300万円という判決は出

なかったから。

○ 小川政人委員

5万円。

○ 加藤清助委員

そういう受け取り方ね。

○ 小川政人委員

300分の5や。

○ 荒木美幸委員長

加藤委員、今の説明でよろしいですか。

○ 加藤清助委員

ええ、小川さんから説明をいただきましたのでそう理解いたしますが、そうすると、市は5万5000円の支払えという判決が不服だから控訴するわけですよ。

その5万5000円というのは、最初に原告が請求した300万円のうちの精神的苦痛という一体のものの一部ということなんですよね。その一部も支払うあれはないよというふうに言いたいということですよ。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

全くそのとおりでございます。

○ 加藤清助委員

だから、四日市市の保護課のケースワーカーや行政としては、今回の事案については、生活保護の制度に基づいて的確に対応してきたので、何ら相手が精神的苦痛と訴えられても、それはないよというふうに断言して控訴して争うということですね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

加藤委員言われたとおりでございます。そのとおりです。

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑ございますか。

○ 小川政人委員

これって行政処分なのか。取り消しとか廃止とかというのは行政処分、廃止とか取り消しは。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

はい、行政処分でございます。

○ 小川政人委員

取り消したということは、廃止したことが間違っておったということでええんやわな。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

私的には若干じくじたるものはあったんですけども、廃止を取り消しさせていただきました。

○ 小川政人委員

だから、じくじたるものがあったというか、訴訟で負けたわけでもないやろう。自分のほうから勝手に取り消したわけや。でも、そこは終わっておる、間違いを認めたということになるんやけど、じくじした思いがあるということでいくとな。だから、そこについては文句を言う筋合いは何もない。

今もまだ払っておるのかな、これ。生活保護を受けてみえるのかな、この方は。

○ 荒木美幸委員長

説明してください。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

どうでしょう、そのあたりのことについては個人情報にかかわりますので、どうさせていただきますでしょうか。答えさせていただいて……。

○ 小川政人委員

何で個人情報なの。名前出ておったか、これ。

○ 荒木美幸委員長

現在の就業状況、その方ということですよ、今からお答えしようとすることは。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

今お答えしようとしているのは、その方が保護を受けてみえるか受けてみえないかという情報になりますもので、少し控えさせていただくのがいいのかなということで今答弁を控えさせていただいております。

○ 小川政人委員

そんなん控える必要ないやないか、名前わかっていない。

○ 樋口博己委員

名前出ています。

○ 小川政人委員

出ておるの。そうか、それが出ておるでか。

そやけど、別段保護を受ける受けやんというの、ここでも……。秘密会にしてもらおうかな、そんなら。そんなの出してもええと思うんやけど。継続されておるのかされておらんのか。ここで取り消したとか廃止したとか取り消したとかと言っておるんやで。また、じゃ、もう保護状態ではありませんとかいうのは。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、非公開にしても、その情報はやはり審議の上で欲しいというご理解でよろしいでしょうか。

それでは、非公開ということでその部分の説明をしていただくようにはしたいと思いますが。

○ 樋口博己委員

それは皆さんに諮ってもらった上で。

○ 荒木美幸委員長

諮ります、諮ります。済みません、申しわけありません。

ということで、小川委員のほうからも非公開ということのご要請がありましたけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

それは秘密会で、今、小川委員が尋ねられたように、今、保護を受けているか受けていないかだけ。

○ 荒木美幸委員長

そうです。秘密会というよりも非公開ということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

では、非公開ということで皆さんにご了承いただきましたが、この後の質疑についても、そういった内容に触れてくる部分が発生する可能性もありますので、そのほかの質疑を先にお受けして、最後のほうでそちらの非公開での答弁ということにまとめさせていただきたいと思います。

傍聴の方、まだお席にどうぞ。恐れ入ります。

○ 樋口博己委員

そのマルかバツは確認せんと質疑のしようがない。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、そこ、一旦保留にさせていただくことは可能でしょうか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 荒木美幸委員長

では、申しわけございませんが、それ以外のところでご質疑がございましたら、委員の皆様ご発言をお願いいたします。

○ 小川政人委員

だから、僕の質疑は取り消しておいてええわけな、保留しておいて。

○ 荒木美幸委員長

はい、一旦保留でよろしくをお願いいたします。

そのほかのところでご質疑のある方はお受けしたいと思います。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、他に質疑がございませんので、これより小川委員のご質問に対してのご答弁をいただくというところで、これが個人的な情報の部分にかかわってくるということで非公開とさせていただきたいと思います。これにつきましては先ほど委員の皆様からご了承いただきましたので、そのように進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

では、恐れ入りますが、傍聴の方、恐れ入りますけれども、ご退席をお願い申し上げます。

それでは、これより非公開に移らせていただきます。

では、インターネットの中継を停止してください。

では、ただいまより非公開といたします。

【非公開にて審査（11：08～11：12）】

○ 荒木美幸委員長

ここから、じゃ、公開とさせていただきます。インターネット中継お願いいたします。

傍聴の方、お入りください。どうぞ。

○ 小川政人委員

まず、基本的なことな。もし議会が専決処分を反対して、反対が多かったとしたら、これは訴訟、専決処分は取り消すんか、その辺。

○ 辻健康福祉部長

申しわけございません。この議案につきまして専決処分の承認、不承認の議案でございまして、先ほどご審議賜りました契約の案件でございまして、仮契約で、それが承認がなければという必要条件になりますけれども、これは承認、不承認を諮っていただくものでございまして、ちょっとこれ、ぜひご理解を賜りたいというのが本意でございましてけれども、その理由につきましては、これは前職のお話になりますけれども、既に行われた処分を変更することで関係者に利害を及ぼしたり、行政の安定性を損なうというような趣旨もあって、これが承認、不承認になっておるというふうなことが言われてございます。

ですから、繰り返しになりますが、これが不承認の場合、取り消すかという、それではなくて承認、不承認議案でございまして。

以上でございます。

○ 小川政人委員

ようわからん説明やけど、議会で不承認になっても取り消しはできない、そのまま進んでいくということなんやわな。

ようわかるけど、慰謝料が全部ではないやろうとかという、今課長の説明があったんだ

けれども、処分して取り消したことは間違いないんやわな。これ、例えば3月に幾ばくかの生活保護は打ち切られて、何カ月か現状のまま処分取り消しするまではあったわけやろう、何カ月間。そんなん誰でも……。なかったか。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

4月の1日に申し立てがございまして、4月の15日は取り消しておりますので、何カ月はございませんでした。

○ 小川政人委員

ちよつとも金額はずっとそのまま払っておったということ。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

その間、本来であれば4月の4日ぐらいに払うべきお金が少しおくれて払われておるといふこととございまして。継続的にお金は3月分、4月分とは結果的には出ておるといふことになっております。

○ 小川政人委員

出ておるけれども、おくれておったことは間違いないんやわな。おくれたことに対する苦痛はあるよ。俺だってそんな給料日に未納やったら、入ってなくて、1カ月も10日でもおくれたら何でやろうと思うんやでき。

その部分のことを考えても、5万円で、10万円かけてまでやるという、どうしてもこれが理屈に通らんと、もうこれだけは曲げれやんとかというんやったら別やけれども、そうでない限り、ただ単に5万5000円だけと言うんやったら、俺はすることの専決処分について不承認だな、俺は。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

保護廃止を取り消したということと、今回それによって住んでいたところを出たこと、それが直接的に関係ないということが我々の主張でございまして、保護を廃止したことに対しては取り消しをいたしました、いろいろな検討の結果。ただ、それと直接その方がそこを出ていったこととは関係がないというのが我々の主張で、裁判所がそこを一部認めら

れましたので、そこの争いを今からさせていただきたいと。保護の廃止と直接その方が出ていったことは関係ないと、出ていったことによる精神的苦痛ですものでそれは保護の廃止とは関係ございませんという主張で。

○ 小川政人委員

わかった。ですから、保護の廃止については、保護の廃止でなくて、宿泊所を出たことについては全然因果関係がないということを言いたいわけやな。その因果関係を裁判所が一部認めたということであって、それについて不服やというわけやけど、それを丸っきり勝訴したとして、5万5000円か何ぼが戻ってくるわけやな。10万円以上の経費をかけるわけや。そんな余分な税金はあらへんでさ、市民に対して。あんたらのポケットマネーでやるんやったら、あんたらの保護課の組合でこれがどうしても承服できないのでやるんなら別やけど、俺らそんな余分な金使っていらんもん。

だから、訴訟上の訴えの利益はあるんかもわからんけど、四日市市としての利益はないんや。俺はそれを言うのや、金銭的にな。だから、俺はこれは反対。

○ 荒木美幸委員長

そのところの市のスタンスをもう一度きちっとお伝えいただくことはできますでしょうか。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

今回、我々は生活保護の基準について適正に実施しておったというふうに理解をしております。ただ、やはり最後、少し丁寧さが欠けたかなという部分で、保護の廃止は取り消しをいたしましたけれども、我々はずっとこの指導についても適正だと思っておりますし、その後についても同じ指導をしていくと。ただ、このことによって今回少し一部敗訴になった、ここが納得しがたいというところで、これ、我々職員にも負担をかけますけれども、あえてそれも含めて私たちはこういう決断をしております。これは今後適正な実施をしていく上でも必要だというふうに理解しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○ 小川政人委員

と言われるとさ、ほんなら取り消さなよかったんや。簡単な話や。ずっと取り消しせん

と争えばよかったんやけど、あなた方はわざわざ行政処分をして、それを間違えておつたと認めて取り消しておるんや。形上はそうやで、幾ら言い分があろうとしてもな。だから、そんなん今さら泣き言言っても、この場で泣き言行っても、それはもう認めておるわけや。

裁判所もそのことについては四日市市が間違えた処分をしたということ認めて、その上で簡易宿泊所を出たか出やんかは、それはまた別の原因があるのかないのかという、そのこと、最初の間違って取り消しをしたということについては争われてないんやで。そうやろう、あんたら何も言っていないもん、争っていないんやで。そこはちょっと言いわけ過ぎるんと違うか。

だから、言いたいのは、5万円返してもらうのに10万円も金かけてやらんでもええやないかということさ。

○ 樋口博己委員

ちょっと確認なんですけど、控訴して10万8000円、裁判費用がかかるとは言ったんですけども、これで負けたらあれなんですけど、勝ったらどうなるんですか、その10万8000円というのは、要るんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

10万8000円は弁護士費用でございますので、勝っても支払うことになります。

○ 樋口博己委員

弁護士費用というのは、この弁護士が担当してという――違いましたっけ――森川弁護士を控訴代理人と定めるということで、顧問弁護士ですよね。顧問弁護士に依頼した場合に10万8000円という金額だということですかね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

顧問弁護士とはまた別で、あくまで今回の控訴についての弁護士費用でございます。顧問弁護士だからどうこうということはないと思います。

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、他にご質問もございませんので、これにて質疑を終結させていただきます。
これより討論に移ります。
討論のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 小川政人委員

同じことやで言わんでもええやろう。

○ 荒木美幸委員長

恐れ入りますが、小川委員、一応ここは討論ということで理由をしっかりとお願いいたします。

○ 小川政人委員

損害賠償金 5 万 5000 円を払わないようにするために 10 万円以上の費用をかけて控訴すること自体に私は四日市市の利益はないというふうに考えますので、この専決処分については不承諾ということを表明します。

○ 荒木美幸委員長

他に討論ございますでしょうか。

○ 豊田政典委員

賛成討論ですけど、答弁聞いて、金額の問題ではなくて行政手続上、今回対象になっている 1 審の判決に原因になるような瑕疵はなかったという判断のもとに控訴されるということは私は理解できますので、賛成いたします。

○ 荒木美幸委員長

他に討論はございますか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

それでは、反対、賛成両方の表明がございましたので、採決は挙手にて行わせていただきたいと思います。

議案第6号専決処分について一訴えの提起について一、承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○ 荒木美幸委員長

賛成多数であります。よって、本件は承認すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第6号 専決処分について一訴えの提起について一は、採決の結果、賛成多数により承認すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

これをもちまして、健康福祉部の議案につきましては以上でございます。大変にお疲れさまでした。ありがとうございました。

理事者の方どうぞ。委員の方は申しわけございません、もうしばらくお残りください。

先ほどの教育委員会の加藤委員のご質問の答弁の中で運動場の縮小面積についての回答がございましたが、その数字に若干間違いがあったということで訂正をさせていただきたくらいということで、今、教育委員会が待機をしておりますので。

60%の少し数字が違っていたということで、改めて申しわけございません、改めて回答いただきますので、よろしく願いをいたします。

○ 葛西教育長

お忙しいところ申しわけございません。運動場の面積で使用できる運動場の面積、これが間違っておりましたので、教育施設課長のほうからちょっと訂正のほうをさせていただ

きます。

○ 広瀬教育施設課長

どうも申しわけございませんでした。

先ほど加藤委員のほうからご質問いただいた際に運動場の面積を3630㎡とお伝えさせていただきました、使用できる部分。これにつきましては周辺の遊具の部分の面積を除いた面積でお伝えさせていただきましたもので、訂正をさせていただきたいと思います。

実際の使える運動場の面積につきましては4500㎡程度となります。申しわけございませんでした。実際の運動場が8000㎡ございますもので、約60%ということでお伝えさせてもらいました。申しわけございませんでした。訂正のほうをさせていただきまして、おわび申し上げます。済みませんでした。

○ 荒木美幸委員長

加藤委員、よろしいでしょうか。

○ 加藤清助委員

結構です。

○ 荒木美幸委員長

では、そのように訂正をさせていただきます。

教育委員会の皆様、ありがとうございました、ご丁寧に。

最後に、委員長報告につきましては、正副にご一任いただくようによりしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

では、これをもちまして教育民生常任委員会を閉じさせていただきます。

約1年間でございますが、本当に皆様に大変お世話になりありがとうございました。

教育民生常任委員会、本当に大きな大変な議案もたくさんございまして、時には運営のダッチロールをしたりしながら皆様にご迷惑をおかけすることも大変多かったと思いますけれども、私自身もこの1年間本当にいい勉強をさせていただいたと思っておりますし、当初、全身全霊で取り組むというようにご挨拶をさせていただいたのを覚えておりますが、その気持ちでこの1年間向かわせていただいたことを私自身自負しております。この経験をこれからの議会活動、また、議員としての活動に生かしていきたいと思っております。皆さん本当にありがとうございました。お世話になりました。

じゃ、副委員長からも一言。

○ 藤田真信副委員長

1年間お世話になりました。今後ともどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○ 荒木美幸委員長

じゃ、これをもちまして教育民生常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

11：27閉議